

平成28年(ワ)第380号 放送法等遵守義務確認等請求事件

原告 宮内 正敏

被告 日本放送協会

準備書面(1)

平成29年3月16日

奈良地方裁判所 民事部1C係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 平 山 浩 一 郎



同 大 澤 武 史



同 山 本 一 貴



同 梅 田 康 宏



代

同 秀 桜 子



代

被告は、以下のとおり、本案前の答弁を追加して主張する。

## 第1 本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。  
との判決を求める。

## 第2 本案前の答弁の理由

- 1 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」とは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用によって終局的に解決できるものをいう（最高裁昭和39年（行ツ）第61号同41年2月8日第三小法廷判決・民集20巻2号196頁、最高裁昭和51年（才）第749号同56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443頁、最高裁平成10年（行ツ）第239号同14年7月9日第三小法廷判決・民集56巻6号1134頁等）。すなわち、具体的紛争を離れて、抽象的義務に関する判断を求めるものは「法律上の争訟」に当たらない。
- 2 そして、放送法4条1項各号所定の放送番組編集に関する規定は、放送事業者がどのような内容の放送をするかという、放送番組編集の自由が、国民の知る権利に奉仕するものとして表現の自由（憲法第21条）の保障の下にあることを当然の前提としたものであるから、放送事業者に対して法的義務を定めるものではなく、倫理的義務を定めたものと解するべきである。この規定の法的性質については最高裁判所調査官解説でも、「この規定の性質及び憲法適合性をめぐっては議論のあるところであるが、法的効力のない倫理的意味の規定と解する見解が通説とされる」（乙2・最高裁判所判例解説民事篇平成20年度379頁注10）と指摘されているところ

である。

この点、貴庁平成28年(ワ)第3号放送受信料請求事件判決において、放送法4条1項各号が定める義務は、被告が「個々の契約者との関係において放送受信契約に基づき負担する義務ではなく、放送に際して一般的抽象的に負担する義務である」と明確に判示しているのである(乙1号証6頁)。

また、放送法4条1項各号所定の放送番組編集について、その内容が「政治的に公平であるか否か」や「報道は事実をまげていないか否か」という判断が、事柄の性質上司法審査に適しないことも明らかである。

以上のことから明らかなとおり、原告の求める放送法遵守義務の確認の訴えたるものは、具体的紛争を離れて一般的抽象的な法令解釈を求めるものであり、個々の契約者たる原告と被告との間での具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるとは到底言えず、かつ、それが法令の適用によって終局的に解決できるものとも言い難い。

さらに、上記のとおり放送法4条の法的性質が、一般的抽象的義務を定めたものであり、同法5条が、これに基づいて放送事業者が自ら定めた番組基準に従って番組の編集が行われるという番組編集の自律性について規定していることからすれば(東京地方裁判所平成26年6月27日判決)、同法5条及びこれに基づき被告において定められた国内番組基準が、個々の契約者との関係において、具体的な権利義務ないし法律関係を生ぜしめることは同様にあり得ない。

本件訴訟は、原告からの損害賠償請求もなされているところであるが、損害賠償請求の当否を判断するには、一般的抽象的な放送法遵守義務に対する判断を示すことが不可欠であることから、損害賠償請求に関しても、紛争の実態として司法判断による終局的な解決になじまない部分を含むことにな

ると言わざるを得ない。

- 3 以上からすれば、本件訴訟は、いずれも実態は抽象的義務の存否に関する訴訟であって「法律上の争訟」に該当せず、速やかに却下されなければならない。

以上